



MEIJI GAKUIN UNIVERSITY
明治学院大学 機関リポジトリ

あんげろす第83号

著者	吉岡 拓, 高井ヘラー 由紀, 牧 律, 篠崎 美生子
雑誌名	あんげろす : 明治学院大学キリスト教研究所ニューズレター
巻	83
発行年	2020-12-10
URL	http://hdl.handle.net/10723/00004033

あんげろす

J.C.ヘボン叙勲側面史 -1 枚の公文書から-

吉岡 拓

1905年3月11日、明治学院創立者であるJ.C.ヘボンが、明治天皇より勲三等旭日中綬章を叙賜されたことは、明治学院大学図書館デジタルアーカイブスの『『和英語林集成』トピックス』に詳しい。それによれば、ヘボンの叙勲は、同年3月9日、当時の駐米特命全権公使高平小五郎が、小村寿太郎外務大臣（なお、小村は高平の前任の駐米特命全権公使である）に宛てて発した電文に端を発する（東京着は10日午後3時45分）。高平は、ヘボンが西洋医術の普及や英和辞典編纂など日本文化への貢献が著しいこと、帰国後も日本へ様々な尽力を行っていることを踏まえ、3月13日の90歳の誕生日にあたり、旭日勲三等以上の叙勲を行うことを小村に提案した。この提案を受け入れた小村は、翌11日、桂太郎内閣総理大臣に対し、ヘボンへの叙勲を、天皇への上奏案を添えて上申する。上奏は即日で裁可され、翌12日、高平公使へ電信された。

上に述べた通り、叙勲は天皇の裁可により決まるのであるが、日々寄せられる叙勲上奏に対し、天皇自身が個別にその内容を吟味できるはずはなく、実際の審査は、内閣に設置された「賞勲局」という部局が行う。賞勲局は、1876年10月に正院に設置された賞勲事務局（同12月に賞勲局に改称）にはじまり、内閣制導入とともに内閣に移管（1886年）、戦後も総理府・内閣府に設置され、現在に至っている。

（次頁へ続く）

第83号

2020年12月



小村外務大臣のヘボン叙勲上奏案は、まず、この賞勲局に回され、同局で審査されたのち、改めて桂総理大臣が奏請書を上奏、同文書に「可」の印判を天皇が捺すことで、叙勲が正式に決定した。

さて、国立公文書館が所蔵する 1905 年の叙勲裁可書（『明治卅八年叙勲 外国人 巻五』）には、ヘボンの叙勲を上奏した小村外務大臣の文書、賞勲局での審査結果を示す文書、桂総理大臣が天皇に上奏した奏請書（「可」の印判付き）の 3 点（いずれも見開きで 1 頁）が収められている。小村の上奏文に示されたヘボンへの叙勲上奏理由は「本邦ニ泰西医術ヲ伝へ、且和英字典ヲ著ハシ、我文化ノ進歩ニ貢献シタル功績顕著ナルノミナラス、其帰国後モ非常ニ本邦ニ対シ、同情ヲ以テ常ニ我国ノ為メ尽力スル所少ラス候処、同人義（ママ）ハ本月十三日ヲ以テ九十歳ノ高齡ニ相達シ候ニ就テハ、此機ニ於テ前記功績ヲ御表彰被遊（以下略）」というものであった。これは、前述した高平公使が 9 日に小村に宛てて出した電文の内容がベースとなっていると思われる（詳細は前述『和英語林集成』トピックス」を参照されたい）。一方、桂の上奏を受けて審査を行った賞勲局の文書には、次のように記載されていた。

外務大臣上奏米国人ジエー、シー、ヘボン叙勲ノ儀、調査ヲ遂クルニ、同人ハ泰西医術ヲ本邦ニ伝へ、且ツ英和字典ヲ著ハシ、我文化ノ進歩ニ貢献シ、其帰国ノ後モ本邦ニ対シ、非常ノ同情ヲ以テ常ニ我国ノ為メニ尽力スル所少カラス、其功績顕著ナリトス、而シテ本月十三日ヲ以テ九十歳ノ高齡ニ相達シ候趣、依テ此機ニ於テ右功勞ヲ御表彰被遊（以下略）

以上の内容を、先に引用した小村外務大臣の上奏案と、比較してみたい。文章の若干の入れ替えなどはあるものの、賞勲局文書は、ほとんど小村上奏案の丸写しである。現代の大学教員目線で見れば、「コピペ」認定待ったなしのレベルであろう。もちろん、これは叙勲の理由を誤ってはならないからの処置であり、また、ヘボンの

誕生日に間に合わせるとなると、審査に時間をかけるわけにもいかなかったのであろうが、いずれにせよ、賞勲局がヘボンへの叙勲の可否や、与える勲章のランクを精査していたかどうかは疑わしい。

そして、何よりの問題は、賞勲局文書が小村上奏案のほとんど丸写しであるにもかかわらず、一点、致命的な転記ミスを犯していることであった。既にお気づきの方も多であろうが、小村外務大臣（と高平公使）が叙勲理由の一つにあげていた「和英字典」編纂が、賞勲局文書では「英和字典」となっているのである。周知の通り、『和英語林集成』には英和の部も存在しているから、「英和字典」の表記は、事実関係でいえば誤りではない。とはいえ、辞書名が『和英語林集成』であることや、その初版本（1867 年刊）では英和の部が「INDEX」となっていること、英和辞典としては『語厄利亜語林大成』（1814 年刊）・『英和对訳袖珍辞書』（1862 年刊）がヘボンの辞書編纂以前に存在していたことを考えると、ここはやはり「英和字典」ではなく「和英字典」でなくてはならないところであった。しかるに、現存する賞勲局文書には、上の点が修正された形跡はなく、「英和字典」のまま桂総理の花押（略押か）と賞勲局総裁大給恒の印判・花押が付されている。つまり、ヘボンは、公文書上は西洋医学の普及と「英和字典」編纂が主要な功績として決裁され、叙勲されたのである。

高谷道男『ヘボン《新装版》』（吉川弘文館、1986 年）によれば、ヘボンは高平公使から伝えられた叙勲の知らせを、病に臥せていた夫人とともに大変喜んだという（202～203 頁）。だが、もし彼が、叙勲理由の一つとしてあげられていたのが本来「INDEX」でしかなかった英和辞典の方だと知ったとしたら、何を思ったであろうか。日本学術会議会員候補者任命拒否問題が世間を賑わせている 2020 年 10 月の夜、1 枚の公文書から、そのようなことを夢想してみた。

《参考文献》

・明治学院大学図書館デジタルアーカイブス『和英語林集成』トピックス

<http://www.meijigakuin.ac.jp/mgda/waei/topics/jokun.html> (2020.10.27 閲覧)

・国立公文書館蔵『明治卅八年叙勲 外国人 巻五』(デジタルアーカイブスを利用)

・高谷道男『ヘボン《新装版》』(吉川弘文館、1986年)

よしおか・たく (本学教養教育センター准教授・所員)

台南神学院で台湾教会史を教えること

高井ヘラー 由紀

私は現在、日本基督教団信徒宣教師として台湾に派遣され、長老教会系の台南神学院というところで教会史などを教えています。今年の9月で早くも三年目になりました。言葉のハンディもあって、ただただ無我夢中で教える日々でしたが、最近では少しずついろいろなことが見えてくるようになってきました。

特に、台湾の学生たちと自分との考え方や感じ方の違い、ということについて、最初はどんな違いがどれくらいあるのかなどが、まったく把握できませんでしたが、だんだんと、この辺りが違うらしいと、ぼんやりながらわかるようになってきました。これは、西洋キリスト教が大きな比重を占める科目を教える際は大した問題ではないのですが、台湾教会史を教える時にはかなり重要です。日本を含めた諸々の異民族の支配の上に成り立っている台湾のセンシティブな歴史を一緒に見ていくので、率直な意見を学生さんたちから出してほしいと思うのですが、台湾の学生は、メンツを重んじる文化ゆえか、日本人の先生である私に対して失礼にあたるのではないかなと思われるような意見は、まず口にしません。また、年代(20代前半~70代)やエスニシティ(原住民族[台湾における先住民族の正式呼称]、平埔族[漢民族化されて

いるために政府から認定を受けていない原住民族]、漢族系[閩南(みんなん)語を話す福佬(ホーロー)人、客家(はっか)、戦後中国大陸から渡ってきた人々の子孫]など)によって、台湾の歴史に対する立場や感覚が全然異なるので、お互いに意見をある程度セーブしているとも思います。それでも、講義、発表、質疑応答、ディスカッションを通して、以前よりは学生たちが感じ考えていることを、彼ら自身の言葉として引き出すことができるようになってきたように思います。

台湾史の歴史理解が非常に流動的であるということは、自分もこれまで研究発表や論文などの中でしばしば言ったり書いたりしてきたことなのですが、台湾の学生を相手に授業をしてみると、本当にそうなのだ、ということをもざまざと見せつけられます。いや、台湾では何もかもが流動的(暫定的)なので、歴史理解もそうであるのが当たり前、といった方が正確かもしれません。

先週の授業では、「日本統治期」を中国語で表す二通りの表現、すなわち「日治時代」と「日據時代」を巡って興味深いディスカッションが繰り広げられました。「日治」の「治」は、正式な植民地統治、英語でいう colonial rule を意味します。一方、「日據」の「據」は占領、英語でいう occupation を意味します。国民党一党独裁政権期の歴史教育では「日據」と教えられていました。台湾は日本に属したことはない、あくまでも不当に占拠されていただけだという国民党の歴史観に基づいています。

1990年代の民主化以降、台湾では、「日治」が「日據」に代わって主に用いられるようになりました。それに対して2013年、当時の馬英九政権(国民党)は、国家主権と民族的尊厳の精神から、全ての公文書において「日據」を用いるように指示しましたが、「中立性を欠く」として学術界から猛反発を受け、蔡英文政権以降も「日據」を用いる公文書はあまりありません。

そんなことを学生さんに説明しながら、「日治?日據?」をテーマにグループ討論させてみると、「台湾は下関条約を経て日本に割譲されたのだから当然『日治』だ」

「歴史をみる立場によって異なる」など、いろいろな意見が出ましたが、興味深かったのは、原住民学生の共通した意見でした。それは、「台湾が日本の植民地になったことを当時の原住民はまったく知らされておらず、我々の了解をとった上の統治ではなかったのだから、当然『日據』だ。でも、その後、日本が台湾を統治していると了解するようになったから『日治』だ」（ただし後半部に関しては異論あり）というものでした。

原住民族の立場からは、同じ歴史でもこれほど違って見えるのか！と、改めて考えさせられた一場面でした。

たかいへら一・ゆき（協力研究員）



西洋の大学を思わせる台南神学院校舎と南国風のヤシ並木



英国式の中庭に面しているチャペル

かいた婦人の村と売春防止法

牧 律

この2月に同志社大学人文学研究所から出された『キリスト教信仰に基づく女性支援の歴史—かいた婦人の村の半世紀』というブックレットを読みました。

このブックレットには、かいた婦人の村（以下かいたと省略）の母体である、ベテスダ奉仕女母の家の設立者である深津文雄牧師が、キリスト教信仰を礎とした、社会で最も虐げられた存在へと心を向けていく「底点志向」の実践の場として、その理念に賛同する方々と共に、「かいた」と「いずみ寮」を作った経緯とその歩みが紹介されています。

そこには世の中で傷つけられ貶められた末に、行き場を失った女性たちが入所していますが、彼女たちが楽しくかつ自分らしく生活する場として、そしてそれを支援する場として両施設は長らく続けられてきました。

しかしながら時代変化の中で、残念ながらこれらの婦人保護施設は、緊急の支援や保護を必要とする現代の女性たちには殆ど対応できないという課題に直面しています。そしてその課題は売春防止法（以下売防法と省略）と関連があるのです。

「かいた」と「いずみ寮」は、長期と一時保護という違いはありますが、どちらも婦人保護施設で、1957年に施行された売防法の第4章「保護更生」「婦人保護事業」の中に位置づけられています。これは、「売春という人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗を乱した女性を、保護更生するための施設」という括りになるそうです。

元々この売防法が施行された背景には、戦前戦後を通して廃娼運動を推進した人たちの、制定への悲願がありました。

既にご存じと思いますが、廃娼運動には多くのキリスト者が加わっていました。特に女性キリスト者たちにとって、遊郭・娼妓を廃止する売防法の制定は、女性の人

権擁護への布石でしたが、同時に売春は罪だと理解させる教育的意味合いも含まれていました。

売春は当時のキリスト教性倫理で重要視された「純潔」や「貞操」道徳に反し、キリスト教女子矯風会に代表される女性たちが目指した「一夫一婦の道徳観念・貞操観念の教化」から見たら、許しがたいものだったからです。

そのような経緯で戦後 10 年以上を経て施行された売防法ですが、検挙後更生させるために「かにた」や「いずみ寮」に送られてきた女性たちの大部分は、処罰・更生の対象とは程遠い存在でした。

知的障害や鬱、精神疾患を持ち、一人で自立していくことが難しく、頼りになる家族や支えてくれる存在との縁が希薄な、いわゆる「社会的弱者」が殆どなのです。

この現実のなかで、たとえ売防法第 4 章の括りという制限の中にあろうとも、「かにた」と「いずみ寮」は、「いと小さきものに寄り添い分かち合う」場であろうとし、またそうあり続けたことは、すこぶる適切かつ先進的であったと思います。

翻って現代社会では、売春という言葉は古くなりましたが、それでも困窮した女性たちがセックスワークをするという現実はある、むしろ近年その従事者も動機も多様化しています。超低所得の母子世帯や「最貧困女子」という、「かにた」で暮らしている方々と状況が重なるセックスワーカーの存在も近年取り上げられています。

そんな心痛む現実を見るとき、「かにた」と「いずみ寮」は、人間関係が希薄化し、心を病む人が増大する現代において、ますます必要とされる場だと感じます。

しかし現在「いずみ寮」の入居者は定員を大きく割り、「かにた」の入居者は超高齢化が進んでいます。保護と支援が必要な女性たちは増えているのですが、彼女たちは「かにた」や「いずみ寮」には入れません。売防法の施設規定がその入居を阻んでいるのが現状なのです。

いかに先人たちが苦勞して制定した法律であっても、時にそれは時代の要請に沿わなくなることがありますが、

今の売防法もそれに当たると思います。

それゆえ「かにた」と「いずみ」でなされてきた豊かな実践を営み続けるために、また現代のニーズにより迅速に対応できる施設になるためにも、早期の売防法改正が待たれるのです。(改正への動きはあるようです・・・一日も早い改正が待たれます)

まき・りつ (協力研究員)



↑ 婦人保護長期入所施設 かにた婦人の村

(社会福祉法人 ベテスダ奉仕女母の家 HP より転載。

<https://www.bethesda-dmh.org/shisetsu/>)

雑録

篠崎 美生子

去る 10 月 5 日、本研究所と国際平和研究所は共同で、「菅義偉首相の日本学術会議会員任命拒否に反対する明治学院大学キリスト教研究所・国際平和研究所有志の声明」を発表し、98 名もの方のご賛同を得ることができました。お力添えくださった方々に、この場を借りて御礼申し上げます。

その後も私は、自分が所属する学会のほか、この問題解決のために人文系諸学会があつまった臨時の組織において、6 名の被推薦人が拒否された理由の開示と、任命拒否の撤回を求める活動を続けている。11 月 6 日には 104 学協会が発出主体となって「日本学術会議第 25 期推薦会員任命拒否に関する人文・社会科学系学協会共同声明」

をあらわし、115 学協会がこれに賛同した。賛同学協会はさらに増えつつある。また、この問題をめぐって、学会や大学が主催したシンポジウムも数多く開催されつつある。「学問の自由」を時の政権が侵害することに対する強烈な抵抗に、励まされているところだ。

しかし一方で、声明が発表されたり、記者会見が行われたりするたびに、ツイッターなどに、「市民」からの理解のないコメントが溢れることも気になっている。

たとえば、「税金を 10 億円もつかって政府に逆らうとは反日的だ」「自由に研究がしたければ、自分のお金であればいい」「いっそ民間組織にしまえ」「声明？自分も日本学術会議に入りたいからこんな活動をしているんだな」……等々。あまりの誤解に血圧を上げ、初めはひとつひとつのコメントに「よくないね」をクリックしていったが、100 程で気力が尽きて断念してしまった。

「学問の自由」は、決して、職業的に学問をしている人の個人の権利を守ろうというスローガンではない。日本ではとくに戦前、学問の成果と時の政権の利害とが食い違った際、政権側が強権を以て、学問の成果の世の中への還元を妨げたことがあった。そういうことを繰り返すまいという歴史の反省が、憲法に刻まれているのである。日本学術会議はその決意を具現化した組織で、時の政権が誤らないように、複数の学問分野の専門家の知恵を集め、それこそ「総合的・俯瞰的」に政府に答申・提言するのが役目なのであって、いわばこれは、「市民」のためのセーフティネットなのである。

学生にもよく話す。レポートや論文も、自分の意見を言い募るだけでは説得力がない。必ず反対意見を予想し、それを踏まえた上でもなお主張できる根拠をとらえ得たとき、はじめて他人に納得してもらうことができる。そうであれば、適切な反対意見を用意してくれる組織は、「市民」にとってはもちろん、時の政権にとっても非常に貴重な存在であるはずなのだ。

それにしても、こういう得体のしれない研究者への悪意は、ドラマや漫画の中に出てくる、リッチで優雅な「大

学教員」像によって醸し出されるものかもしれない。実際には、あんなにお金と時間のありそうな研究者はいるものじゃない。たいていは、お金でなくて真理に魂を奪われてしまった変わり者たちなのです。

しのざき・みおこ（主任）

菅義偉首相の日本学術会議会員任命拒否に反対する明治学院大学キリスト教研究所・国際平和研究所有志の声明

2020 年 10 月 1 日、菅義偉首相が日本学術会議から推薦された新会員候補者 105 名のうち 6 名への任命を拒否した、との報道がなされました。任命拒否の具体的理由は、本日 3 日午後の時点でもあきらかにされておらず、現状では 6 名の学者の研究領域ないし研究成果が、学術会議会員として不適格なものである、との見解を内閣総理大臣が示したことになります。

しかしながら、日本国憲法第 23 条に「学問の自由は、これを保障する」とあるように、学術研究はあらゆる拘束から自由であることが憲法上保障されており、科学的・研究倫理的な検証以外の手法に則った研究成果の妥当性判断は、この「学問の自由」を侵害する行為にはほかなりません。

明治学院大学キリスト教研究所・国際平和研究所有志は、「学問の自由」を守るため、今回の菅義偉首相の行為に抗議し、6 名の学者の会員への就任を認めるよう強く求めます。

2020 年 10 月 3 日

明治学院大学キリスト教研究所・国際平和研究所有志

研究所活動（2020年8月～2020年11月）

キリスト教研究所1日研究会

開催日時：2020年9月26日（土） 15:00-18:00

開催場所：Zoom(オンライン会議システム)を用いて開催

発表①

「明治期日本の教会で何が語られたのかー礼拝説教に見る明治期キリスト教の特色についての一考察ー」

発表者：坂井 悠佳（客員研究員）

コメント：徐 正敏（所長）

発表②

「市民社会と教会の伝統 中国の教会の喫緊の課題」

発表者：王 艾明（客員研究員）

コメント：松谷 暉介（協力研究員）

通訳：朱 海燕（協力研究員）

新着図書

- ・『福音と世界』No. 8、新教出版、2020。
- ・『福音と世界』No. 9、新教出版、2020。
- ・『福音と世界』No. 10、新教出版、2020。
- ・『福音と世界』No. 11、新教出版、2020。
- ・『福音と世界』No. 12、新教出版、2020。
- ・『説教黙想 アレテニア』No. 108、日本基督教団出版局、2020。
- ・『説教黙想 アレテニア』No. 109、日本基督教団出版局、2020。
- ・『説教黙想 アレテニア』No. 110、日本基督教団出版局、2020。
- ・『キリスト教文化』第15号（2020春号）、かんよう出版、2020。
- ・『キリスト教年鑑 2020』キリスト教年鑑編集委員会、キリスト新聞社、2020。
- ・『アウグスティヌス著作集 19巻1：詩編注解(3)』アウグスティヌス著、佐藤真基子／片柳榮一／水落健治訳、教文館、2020。
- ・『Ecclesiastes 1-5 : A Critical and Exegetical Commentary』Stuart Weeks 著、Bloomsbury T & T Clark、2020。

・『Reallexikon fue Antike und Christentum, Bd. XXIX Rhetorik – Schweiss』ANTON HIERSEMANN、2020。

・『日本キリスト教歴史人名事典』鈴木範久監修 日本キリスト教歴史大事典編集委員会編、教文館、2020。



あんげろす ΑΓΓΕΛΟΣ

とは、「メッセンジャー」・「天使」の意。

あんげろす 第83号

2020年12月10日 発行
明治学院大学キリスト教研究所
〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37
TEL:03-5421-5210/FAX:03-5421-5214
Email:kiriken@chr.meijigakuin.ac.jp

題字：澁谷 浩